



平成27年9月28日

海の中道海浜公園海洋生態科学館改修・運営事業に関する支援決定について

株式会社民間資金等活用事業推進機構（以下「機構」という。）は、海の中道海浜公園海洋生態科学館改修・運営事業（以下「本事業」という。）に関して特定選定事業等支援を実施するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「法」という。）第54条第1項に規定する対象事業者と支援内容について、法第46条第1項に基づき民間資金等活用事業支援委員会において以下の通り決定しました。

1. 本事業の概要について

本事業は、国営公園内の水族館施設である「海の中道海浜公園海洋生態科学館（福岡県福岡市所在、以下「本施設」という。）」において、平成元年の開館から四半世紀を経て老朽化が進んだ本施設の大規模修繕・更新業務を実施するのと併せて、今後約20年間にわたって維持管理・運営業務を実施する事業です。

本事業は、発注者である公共が原則として費用負担をせず、本施設の運営業務から得られる利用料金収入のみによって、大規模改修費用や維持管理・運営費用を賄う独立採算型のPFI事業です。

2. 対象事業者について

対象事業者は、本事業選定事業候補者における代表企業である株式会社海の中道海洋生態科学館（本社：福岡県福岡市）が中心となって設立する特別目的会社です。

3. 特定選定事業等支援の内容について

機構は、対象事業者に対して融資による特定選定事業等支援を実施する予定です。

融資の金額等については、今後対象事業者との契約が締結された後、機構ホームページ（<http://www.pfipcj.co.jp/index.html>）での公表を予定しています。